

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

1. 前文・目的（1条）

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件（2条、3条、41条～43条）

市町村毎に、「人口要件」と「財政力要件」で判定

＜見直しのポイント＞

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

＜過疎地域の増減＞

令和3年3月31日時点	817団体
うち、卒業団体	-)45団体
新規団体	+)48団体
令和3年4月1日時点	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置（附則4条～8条）

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加
(旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

4. 過疎対策の目標（4条）

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

5. 支援措置（12条～40条）

・国税の特例・地方税の減収補填措置

業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加

・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)

基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化

・配慮措置

市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実

・過疎対策事業債

ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続

・国庫補助率のかさ上げ

公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他（6条、8条、9条、45条）

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

7. 施行期日（附則1条）

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の时限